

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を推進し、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を求める事業
- (2) 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に定められた被害回復関係業務を行う事業その他各種消費者被害の救済・支援事業
- (3) 各種消費者問題の調査・研究事業
- (4) 各種消費者問題に関する情報提供及び啓発事業
- (5) 各種消費者施策に関する研究・提言事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種類とし、個人正会員及び団体正会員（以下あわせて「正会員」という。）をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

(1) 個人正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人

(2) 団体正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した非営利の団体

(3) 個人協力会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するために入会した個人

(4) 団体賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 正会員又は協力会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認したうえ、理事会又は常任理事会の同意を経て、入会の承認をするものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 会費を継続して2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会において出席理事の3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の名譽若しくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の互選によって、1人を理事長とし、若干名の副理事長及び専務理事を選任することができる。
- 3 理事のうち一人以上は弁護士でなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員のうちには、特定非営利活動促進法第20条各号、消費者契約法第13条第5項第6号、消費者裁判手続特例法第71条第6項第3号イ又はロに該当する者がいてはならない。
- 6 理事の数のうちに占める特定の事業者（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。）の数の割合が三分の一を超えてはならない。
- 7 理事の数のうちに占める同一の業種（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えてはならない。
- 8 監事は、理事又はこの法人の職員と兼任することはできない。

(代表理事)

第13条の2 理事會は、理事の中からこの法人を代表する理事（以下「代表理事」という。）2名を互選する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の職務)

- 第14条 理事長は、この法人の業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、通常業務を処理する。
 - 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき業務の執行を決定する。

(監事の職務)

- 第15条 監事は、次の業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を求めるこ。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、選任された翌々年の通常総会が終結した時又は2年のいずれか早い時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決により、解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
 - (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内である限り、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 第1項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 会費の額の決定
- (7) 役員の選任・解任
- (8) 役員の報酬の決定
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時・場所・審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに正会員に対して通知を発送しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員（団体正会員の場合はそれを代表して出席している者）の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決等)

第26条 総会の議決事項は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。議決の内容が、特定の事業者若しくは事業者団体（以下事業者等という）の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の関係者（役員・使用人若しくは株式会社にあっては持株数上位10名以内の株主）並びに当該事業者等から業務を受託若しくは受任をしている者は、この特別利害関係人に当たるものとする。

(表決権等)

第27条 総会の議決に加わることができる各正会員の表決権は平等とする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはファックス又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の場合には、前2条及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくはファックス又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務（以下「差止請求関係業務」という。）に関する事項
 - (4) 消費者裁判手続特例法第71条第2項に定める業務（以下「被害回復関係業務」という。）に関する事項
 - (5) 活動予算が総会で議決されるまでの暫定予算、及び、活動予算の補正に関する事項
 - (6) 借入金に関する事項
 - (7) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項第3号の事項のうち消費者契約法第13条第3項第4号イ(2)に定められた重要な事項及び前項第4号の事項のうち消費者裁判手続特例法第71条第4項第3号イ(2)に定められた重要な事項の議決については、理事又は常任理事会その他の者に委任できない。

（理事会の招集及び開催）

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事長が招集し、開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

（理事会の議事）

第31条 理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、常任理事会の中から理事長の指名する者とし、指名する者がいないときは出席者において互選した者がこれに当たる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

（表決権等）

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会への出席には、あらかじめ申し出て理事長の承諾を得た場合に限り、電話等の電気通信による方法を用い、理事会の開催場所に出席した理事全員と承諾を受けた理事全員が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって参加する場合を含む。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはファックス又は電子メールをもって表決することができる。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。審議及び議決の内容が、特定の事業者等の不当な事業活動に対する差止請求関係業務、被害回復関係業務その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等と取引関係を有している者は、この特別利害関係人に当たるものとする。

(持ち回り理事会)

第33条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に対し、書面若しくはファックス又は電子メールその他の電磁的方法（以下「書面等」という。）により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくはファックス又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 持ち回りにより議決した場合には、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、並びに各理事の評決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及び事務局長又は事務担当責任者が、署名、押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(構成及び権能)

第35条 この法人は、常任理事会を設けることができる。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事長が指名する理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、第29条第2項に定めた事項(同条第2項第3号の差止請求関係業務のうち差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定、及び、同条第2項第4号の被害回復関係業務のうち消費者裁判手続特例法第71条第4項第3号イ(2)に定められた重要な事項の決定を除く。)に関して、理事会からの委任を受けた範囲でこれを議決する。ただし、議決した事項については、他の役員に速やかに報告するものとする。

(開催・招集)

第36条 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、招集の方法については第30条第3項を準用する。

(議長)

第37条 常任理事会の議長は、理事長が当たる。理事長が出席できないときは、常任理事会の中から理事長の指名する者とし、指名する者がいないときは出席者において互選した者がこれに当たる。

(議決・利害関係理事等)

第38条 常任理事会の議決については、常任理事会構成員の過半数をもって決する。

- 2 常任理事会の議決においては、第32条を準用する。
- 3 常任理事会の議事録については、第34条を準用する。

第8章 委員会

(検討委員会)

第39条 この法人に、差止請求関係業務その他一定の行動等の要否及びその内容を検討するための検討委員会を設置する。

- 2 検討委員会は、前項の検討の結果、差止請求関係業務その他一定の行動等が必要と判断した場合は、その結果と意見を理事会に報告する。
- 3 検討委員会の委員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める検討委員会運営規則で定める。委員の選任においては、差止請求関係業務を、適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する者を含まなければならない。

(被害回復検討委員会)

第39条の2 この法人に、被害回復関係業務その他一定の行動等の要否及びその内容を検討するための被害回復検討委員会を設置する。

- 2 被害回復検討委員会は、前項の検討の結果、被害回復関係業務その他一定の行動等が必要と判断した場合は、その結果と意見を理事会に報告する。
- 3 被害回復検討委員会の委員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める被害回復検討委員会運営規則で定める。被害回復検討委員会の委

員の選任においては、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する者を含まなければならない。

(検討グループ)

第40条 この法人に、差止請求関係業務その他一定の行動等を行うための基礎調査のために、検討委員会の下に検討グループを設置する。

- 2 検討グループは、前項の基礎調査において、事業者等の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動等が必要と判断した場合は、その結果と意見を検討委員会に報告する。
- 3 検討グループの構成員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める検討グループ運営規則で定める。

(被害回復検討グループ)

第40条の2 この法人に、被害回復関係業務その他一定の行動等を行うための基礎調査のために、被害回復検討委員会の下に被害回復検討グループを設置する。

- 2 被害回復検討グループは、前項の基礎調査を行い、その結果と意見を被害回復検討委員会に報告する。
- 3 被害回復グループの構成員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める被害回復検討グループ運営規則で定める。

(その他委員会)

第41条 この法人の運営において必要な場合は、理事会において各種委員会を設置することができる。

- 2 各種委員会の委員の選任方法、設置ならびに運営等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長又は事務担当責任者及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長又は事務担当責任者及び職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第43条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款、その認証及び登記に関する書類の写し
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (7) その他の収入

(資産の管理等)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。

- (1) 差止請求関係業務
- (2) 被害回復関係業務
- (3) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）
- (4) 前三号に掲げる業務以外の業務

3 前条第6号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用にあてる。

4 この法人が、差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けた後に、その認定が失効若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、前条第6号に定める積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法第35条の規定に基づいて差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは同法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。

5 前項の帰属先については、理事会において決定するものとする。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び活動予算)

- 第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。予備費を使用するときは、理事長がこれを決し、理事会の承認を経なければならない。
 - 3 事業計画及び予算の作成並びにその執行においては、第5条第1号及び第2号に規定するもの以外の業務は、その業務を行うことによって差止請求関係業務及び被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼさないようにしなければならない。
 - 4 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
 - 5 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。
 - 6 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告書及び決算)

- 第48条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

- 第49条 予算をもって定めるもののほか、資金の借入れをしようとするときは、理事会又は常任理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 前項第1号の規定にもとづき解散する場合は、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定にもとづき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人の解散のときに有する残余財産は、前条第1項第4号の規定にもとづき合併する場合を除き、解散を決議した総会において出席した正会員の表決権数の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページへの掲示により行う。

2 法律によって方法が定められている場合は、前項にかかわらず、その方法により行う。

第13章 雜則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第13条第1項、同条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任された次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2010年3月31日までとする。

理事長 濑川信久

副理事長 島田昭吉

副理事長 松村喬

副理事長 鳥海光男

理事 須田晟雄

理事 道尻豊

理事 番井菊世

理事 宮本伸司

理事 伊藤貞男

理事 櫻田憲治

理事 南信子

理事 宮下貴美子

監事 青木豪

監事 岡田誠司

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人正会員 年会費一口 2,000円で一口以上

団体正会員 年会費一口 10,000円で一口以上

個人協力会員 年会費一口 1,000円で一口以上

団体賛助会員 年会費一口 10,000円で一口以上

6 この定款は平成21年10月27日から施行する。

7 この定款は平成24年10月15日から施行する。

8 この定款は平成30年8月28日から施行する。

9 この定款は令和元年8月27日から施行する。

10 この定款は令和4年9月15日から施行する。

11 この定款は認証のあった令和5年 月 日から施行する。ただし、第5条第1項第2号、第13条第5項、第29条第2項第4項、第29条第3項、第35条第3項の規定は令和5年10月1日から施行する。